

(その1)

収支報告書

令和6年分
開催分)

(ふりがな) しゅんぷうりつかかい

1 政治団体の名称 春風立夏会

2 主たる事務所の所在地 東京都中野区東中野4-25-5三越東中野マンション418

3 代表者の氏名 (姓) 辻 (名) 健太郎

4 会計責任者の氏名 (姓) 辻 (名) 健太郎

事務担当者の氏名

(姓) 旗野 (名) 祥
(電話) 070-2304-4749

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (候補者等)	
資金管理団体の届出をした者の氏名 辻	健太郎

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体	
公職の候補者(姓) (名)	
の氏名等 辻	健太郎
公職の種類等 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (候補者等)	
公職の候補者(姓) (名)	
の氏名等(2人目)	
公職の種類等	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者(姓) (名)	
の氏名等(3人目)	
公職の種類等	
(現職・候補者の別)	



受付	審査	確認
	/	
消込	パンチ	照合
済		

100590

資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	20,597,959
(前年からの繰越額)	97,959
(本年の収入額)	20,500,000
支 出 総 額	0
翌年への繰越額	20,597,959

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	20,500,000	
(イ) うち特定寄附	0	
(ロ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ハ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (ロ) + (ハ)	20,500,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	20,500,000	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)		職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
				都道府県、郡及び市区町村	町又は字以降		
1	床井和経	1,000,000	R6/5/7	東京都豊島区	高松2-48-13ペリプト嬰町201	会社員	
2	渡辺大輝	1,000,000	R6/5/8	広島県東広島市	西条町西条東742-1-B202	会社員	
3	仲里淳	1,000,000	R6/5/13	沖縄県那覇市	おもろまち1-1-25-628	会社員	
4	荒木慎治	1,000,000	R6/7/27	宮城県仙台市青葉区	中山4-17-20-715	会社員	
5	荒木慎治	500,000	R6/10/1	宮城県仙台市青葉区	中山4-17-20-715	会社員	
6	(小計)	1,500,000					
7	北村勝彦	1,000,000	R6/7/27	愛知県名古屋市中天白区	島田2-301島田橋住宅3-712	会社員	
8	野田千穂	1,500,000	R6/7/29	東京都渋谷区	神宮前1-4-20-1404	会社員	
9	宮田学	1,500,000	R6/7/29	兵庫県神戸市須磨区	白川台6丁目4の21B棟911号室	会社員	
10	溝口みどり	1,000,000	R6/7/29	香川県高松市	木太町2051-3	会社員	
11	溝口みどり	500,000	R6/9/24	香川県高松市	木太町2051-3	会社員	
12	(小計)	1,500,000					
13	佐藤和典	1,000,000	R6/8/5	東京都昭島市	郷地町1-18-3パルハウス102	会社員	
14	佐藤和典	500,000	R6/9/27	東京都昭島市	郷地町1-18-3パルハウス102	会社員	
15	(小計)	1,500,000					
	こ の 頁 の 小 計	11,500,000					

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)		職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
				都道府県、郡及び市区町村	町又は字以降		
16	水田真由美	1,000,000	R6/8/5	東京都港区	高輪3-14-33-801	会社員	
17	佐野英治	1,500,000	R6/8/8	愛知県豊橋市	石巻本町字東屋敷1-1	会社員	
18	小平純生	1,000,000	R6/8/22	長野県上伊那郡	箕輪町中箕輪4240-1	会社員	
19	野口政則	500,000	R6/9/18	千葉県船橋市	海神3-20-19-303	会社員	
20	野口政則	500,000	R6/9/19	千葉県船橋市	海神3-20-19-303	会社員	
21	(小計)	1,000,000					
22	渡辺周	1,000,000	R6/9/20	神奈川県川崎市宮前区	宮前平1-1-10-310	会社員	
23	菅村麻里子	1,000,000	R6/9/20	熊本県熊本市中央区	練兵町13-7-702	会社員	
24	蒲地晃史	1,000,000	R6/9/25	福岡県大野城市	白木原5-6-12フェニックス福岡南702	会社員	
25	今村啓子	1,500,000	R6/9/27	埼玉県所沢市	並木3-1-2-1005	会社員	
26							
	こ の 頁 の 小 計	9,000,000					
	そ の 他 の 寄 附	0					
	合 計	20,500,000					

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	0	0	
小 計	0	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	0	0	
合 計	0		

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年 6月 29日

政治団体の名称 春風立夏会

会計責任者の氏名 辻

健太郎

辻

代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和8年6月26日

春風立夏会
代表 辻 健太郎 殿

登録政治資金監査人 高木 未乃理
登録番号 第3205号
研修終了年月日 平成21年12月17日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、春風立夏会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、春風立夏会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。
なお、政治資金監査の対象期間においては、春風立夏会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

春風立夏会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、春風立夏会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上